

公 示

九 州 運 輸 局 長
令 和 6 年 10 月 11 日

道路運送法施行規則第15条の6の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第15条の7に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和6年10月21日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

(公示番号 九運公第80号)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更届出

事案 番号	休止又は 廃止の別	申請者	届出路線		料程	休止又は廃止 の予定日	休止又は廃止 の理由	備考
			起 点	終 点				
福6廃19	廃止	北九州市交通局	福岡県遠賀郡水巻町頃末南三丁目13番地先	福岡県遠賀郡水巻町吉田西一丁目3番地17先	0.80	R7.4.1	水巻町地域公共交通会議の検討結果を受け、運行主体が変更となったため。	
			福岡県遠賀郡水巻町吉田西一丁目3番地17先	福岡県中間市岩瀬西町1800番地先	1.78			
			福岡県中間市岩瀬西町1800番地先	福岡県中間市長津三丁目1961番地先	0.72			
			福岡県中間市長津三丁目1961番地先	福岡県遠賀郡水巻町二東三丁目5043番地先	0.90			
			福岡県遠賀郡水巻町二東三丁目5043番地先	福岡県遠賀郡水巻町二東三丁目10番地先	0.21			
			福岡県遠賀郡水巻町二東三丁目10番地先	福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番地18先	2.01			
			福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番地18先	福岡県遠賀郡水巻町立屋敷一丁目15番地30先	0.60			
			福岡県遠賀郡水巻町立屋敷一丁目15番地30先	福岡県遠賀郡水巻町頃末北二丁目10番地25先	0.56			
			福岡県遠賀郡水巻町頃末北二丁目10番地25先	福岡県遠賀郡水巻町頃末北三丁目1020番地4先	1.50			
福6廃20	廃止	昭和自動車株式会社	福岡県福岡市西区姪浜駅南1丁目1-17先	福岡県福岡市西区姪浜駅南1丁目6-24先	0.15	R7.4.1	運転士不足により路線維持が困難なため。	
			福岡県福岡市西区姪浜駅南1丁目6-24先	福岡県福岡市西区姪の浜4丁目23-10先	0.10			
			福岡県福岡市西区姪の浜4丁目23-10先	福岡県福岡市西区姪の浜4丁目8-2先	0.15			
			福岡県福岡市西区姪の浜4丁目8-2先	福岡県福岡市西区姪の浜3丁目3-5先	0.40			
			福岡県福岡市西区姪の浜3丁目3-5先	福岡県福岡市西区小戸3丁目50-1先	1.00			

事案 番号	休止又は 廃止の別	申請者	届出路線		料程	休止又は廃止 の予定日	休止又は廃止 の理由	備考
			起 点	終 点				
			福岡県福岡市西区小戸3丁目50-1先	福岡県福岡市西区小戸2丁目6-1先	0.60			
			福岡県福岡市西区小戸2丁目6-1先	福岡県福岡市西区小戸2丁目14-37先	1.00			
			福岡県福岡市西区小戸2丁目14-37先	福岡県福岡市西区小戸2丁目13-16先	0.30			